

第 2 2 号議案

豊川市個人情報保護条例の一部改正について

豊川市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

豊川市個人情報保護条例（平成 1 6 年豊川市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 2 項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(個人情報の本人取得の原則)</p> <p>第 6 条 実施機関は、個人情報を取得するときは、適法かつ適正な手段により本人から直接取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外の者から個人情報を取得することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 他の実施機関又は国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第 2 条第 3 項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(個人情報の本人取得の原則)</p> <p>第 6 条 実施機関は、個人情報を取得するときは、適法かつ適正な手段により本人から直接取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外の者から個人情報を取得することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 他の実施機関又は国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 2 条第 1 項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118</p>

<p>号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) から個人情報を取得する場合において、実施機関が法令等の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で取得した個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を取得することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) から個人情報を取得する場合において、実施機関が法令等の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で取得した個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を取得することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(8) (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。